

改正案	現行
<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00071 最終改正 <u>平成 19 年 3 月 29 日</u></p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1～3 (略)</p> <p>4. その他 「別紙 4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙 5 <u>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</u>」に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>[II] 貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の「別表 国別引受基準」に基づく取扱事項 (略)</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 4] (略)</p> <p>[別紙 5] <u>水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等</u></p> <p><u>水力発電等プロジェクト（ダム、発電施設及びそれらの関連施設の建設事業等。以下同じ。）の用に供する貨物等の輸出契約等。ただし、当該プロジェクトの事業主体者又は事業主体者と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業（当該企業が事業主体者と当該プロジェクトに係る建設工事契約を一括して締結した場合は、当該企業と建設工事契約その他の当該プロジェクトに係る契約を締結した企業を含む。）を相手方とする輸出契約等であって当該契約金額が 1.5 億円超のものに限る。</u></p> <p>[別 表] (略)</p>	<p style="text-align: center;">貿易代金貸付保険（2年未満個別保険）の取扱いについて</p> <p style="text-align: right;">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00071 最終改正 平成 19 年 1 月 11 日</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>[I] 保険契約締結に係る基本的な取扱事項等 1～3 (略)</p> <p>4. その他 「別紙 4 原子力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当する輸出契約等に係る貸付契約については、この規程で定める他の取扱事項の規定にかかわらず、保険契約を締結しないものとする。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した場合は、当該内諾書に基づき保険契約を締結するものとする。</p> <p>[II] 貿易代金貸付保険（2年未満）個別保険の「別表 国別引受基準」に基づく取扱事項 (略)</p> <p>[別紙 1] ～ [別紙 4] (略)</p> <p>[別 表] (略)</p>